

<事業概要>

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業 (旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等の設備整備を支援する。

2 対象施設

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関及び患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関

3 事業期間

令和5年5月8日から令和6年3月31日まで

(※当該期間中に購入・発注・契約・納品・支払したものが対象。)

4 対象経費及び基準額

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等が入院患者に医療を提供するため及び患者等入院医療機関に患者を搬送に必要な次に掲げる経費

- (1) 入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品購入費 133,000 円/病床
- (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円/台
- (3) 個人防護具 3,600 円/人
- (4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円/病床
- (5) 簡易ベッド 51,400 円/台
- (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円/台
- (7) 簡易病室及び付帯する備品 実費額
- (8) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000 円/施設
- (9) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円/台

ただし、医療機関は、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は対象経費のうち、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備及び「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。

また、「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。

消防機関は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに生じた「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の費用とする。

ただし、補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。

5 補助率

10分の10